

## 木材産業リース事業 (木材供給高度化設備リース促進事業)

### (1) 事業内容

製材工場などでリースによって製材機や木材乾燥機などの機械設備を導入する場合に、そのリース料の一部を助成します。

### (2) 支援の内容

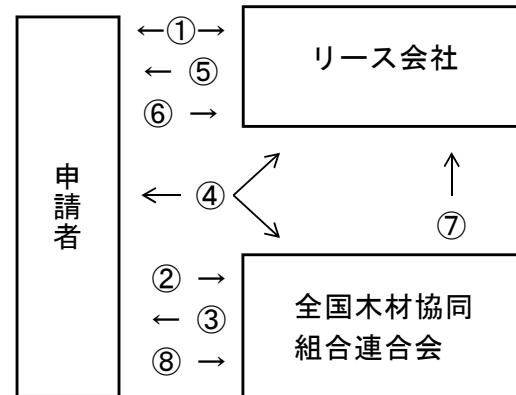
リース料のおおむね 8 ~ 12 %が助成されます。(機械の種類や価格、助成期間、リース契約時の金利などによって異なります。)

### (3) 条件

- ①対象者：一般製材業、プレカット加工業、集成材製造業、合板製造業、木材チップ製造業、素材生産業、木材市場等木材販売業、木造建築工事業を営まれている方
- ②対象設備：高性能製材設備、大型木材乾燥設備、モルダー、グレーディングマシン、木くず焚きボイラー、集成材製造設備、プレカット加工設備、単板製造設備、木材チップ製造設備、木質ペレット製造設備など

### (4) 手続きの流れ

- ①リース会社とリース契約  
(事前に下記お問い合わせ先までご相談ください)
- ②リース料助成の申請
- ③リース料助成の決定
- ④申請者、全国木材協同組合連合会、リース会社の間で助成のための三者契約
- ⑤リース設備の導入
- ⑥助成額を差し引いたリース料の支払い
- ⑦助成金の支払い
- ⑧事業効果の報告（年1回）



### (5) お問い合わせ先

#### 関係機関

都道府県木材協同組合連合会、全国木材協同組合連合会都道府県

農林水産省  
林野庁林政部木材産業課

## 木材利用及び木材産業体制の整備推進 (森林・林業・木材産業づくり交付金)

### (1) 事業内容

木材加工流通施設等の整備や木材・木質バイオマスの利用促進のために必要な費用の一部について支援を行います。

### (2) 支援の内容

木材加工流通施設整備や木質バイオマス利用施設整備の費用の1／3～1／2を国が補助します。

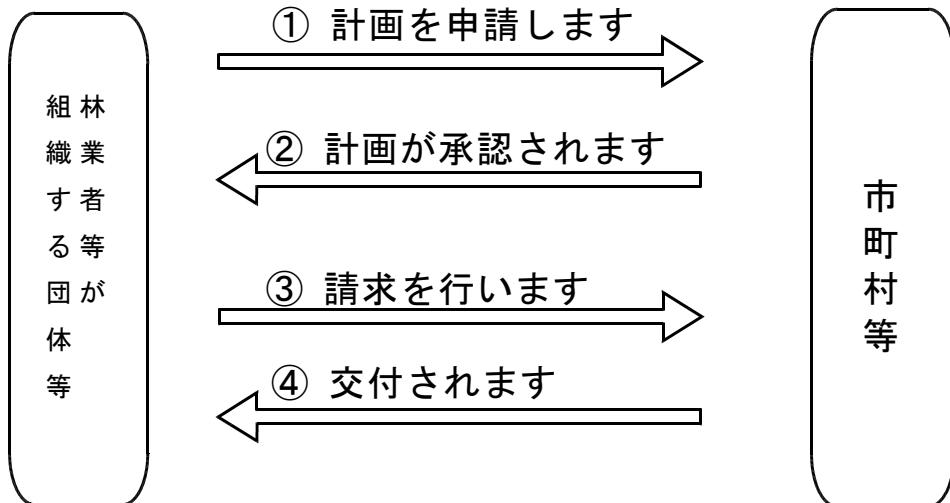
### (3) 条件

支援を受けるためには、

- ①事業の実施による受益者が5戸以上であること
- ②地域材利用量等の目標が各都道府県が定める目標数値以上又は数値の伸び率以上等であること
- ③木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設であること

などの要件を満たすことが必要です（条件は整備を行う施設によって異なります）。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

市町村、都道府県

農林水産省

林野庁林政部木材産業課、木材利用課

# [105]

## 未利用間伐材活用実践事業

(木質資源利用ニュービジネス創出事業のうち  
木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業)

### (1) 事業内容

木質バイオマス利用者と原料供給者(森林組合等)が協力し、原料の収集・運搬コストを低減する実証的な取組等を支援します。

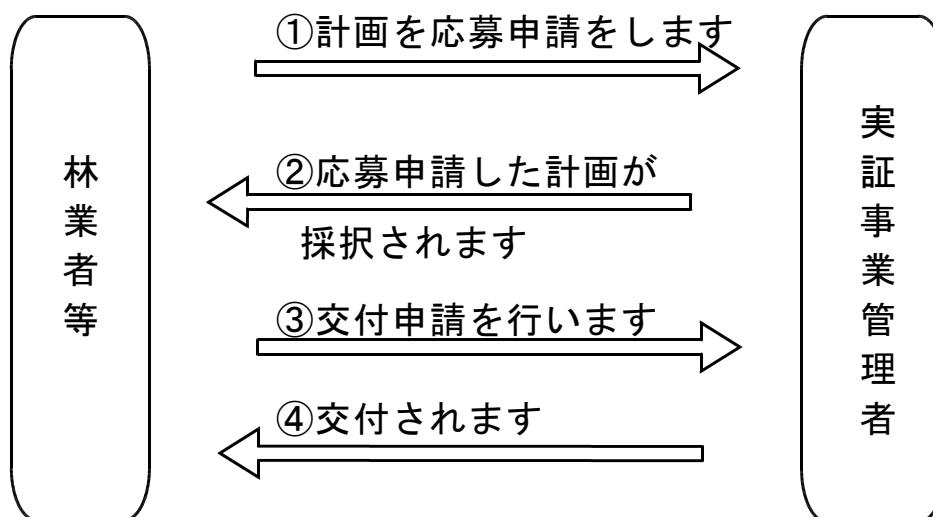
### (2) 支援の内容

実証に必要な人件費、旅費、機械借料、消耗品費などの経費の1／2を支援します。(目安事業規模：1事業当たり約4千万円程度)

### (3) 条件

資源としての木質バイオマスの安定的な需給協定を締結又は締結することが見込まれる原料供給者と木質バイオマス利用者の何れかの者が対象となります。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

全国木材協同組合連合会

農林水産省

林野庁林政部木材利用課

**木質ペレットボイラー等改良事業**  
 (木質資源利用ニュービジネス創出事業のうち  
 木質資源利用拡大技術高度化支援事業)

**(1) 事業内容**

木質バイオマスボイラーやペレットストーブ等の低価格化や高性能化等のための試作品の製作、お試し調査、改良等に対し支援します。

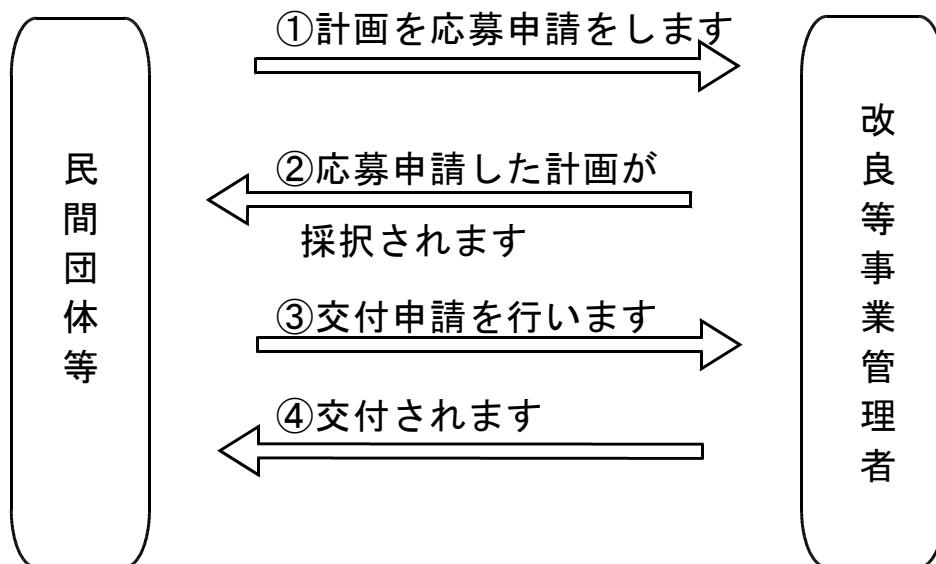
**(2) 支援の内容**

機器の製作や調査等に係る人件費、旅費、材料費、消耗品費などの経費の1／2を支援します（1事業当たり約3百万円程度の事業規模を想定しています）。

**(3) 条件**

ボイラーやストーブ等を製造する民間団体等が対象となります。

**(4) 手続きの流れ**



**(5) お問い合わせ先**

関係機関

(株)森のエネルギー研究所

農林水産省

林野庁林政部木材利用課

## 緑の雇用 (緑の雇用担い手対策事業)

### (1) 事業内容

新たに林業に就業した方に対して、林業就業に必要な技術・技能を習得するための研修を行います。

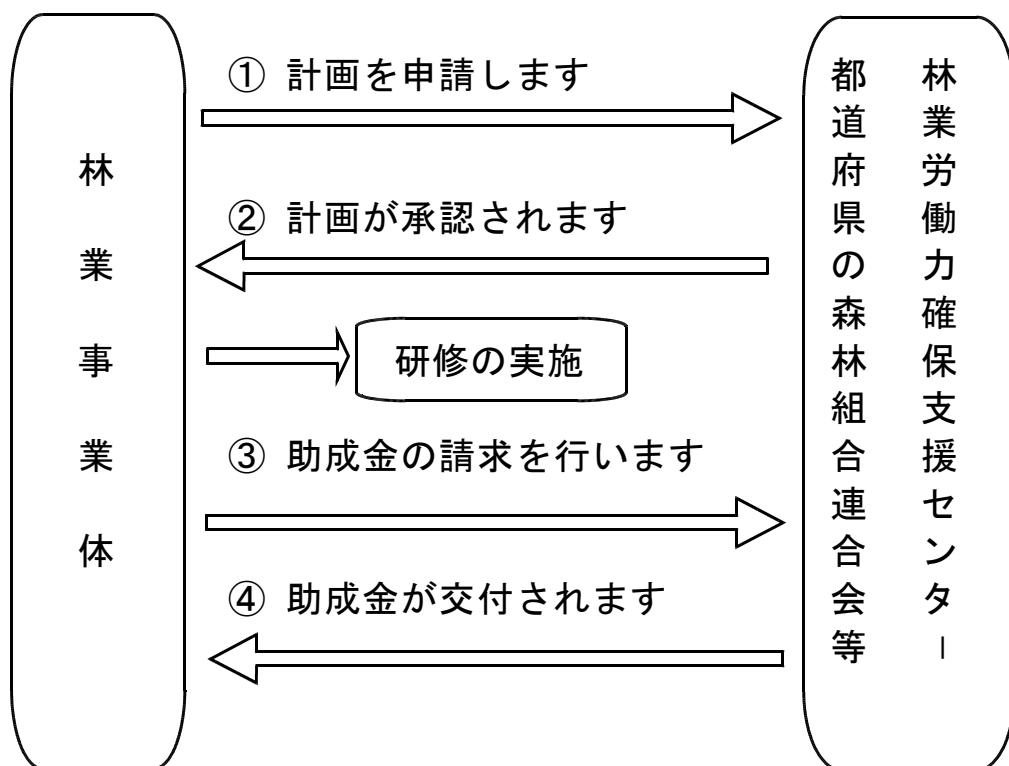
### (2) 支援の内容

林業就業に必要な技術・技能を習得するための経費（月額9万円／人）のほか、指導費、使用機械の経費などを助成します。

### (3) 条件

研修生を雇用する林業事業体に対して助成。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県林業労働力確保支援センター  
都道府県森林組合連合会 等

農林水産省等

林野庁林政部経営課

## 施業集約化事業

### (施業集約化・供給情報集積事業)

#### (1) 事業内容

間伐等の作業を取りまとめる施業集約化の活動、集約化を行う際に必要なノウハウ(施業提案)習得のための研修への参加等を支援します。

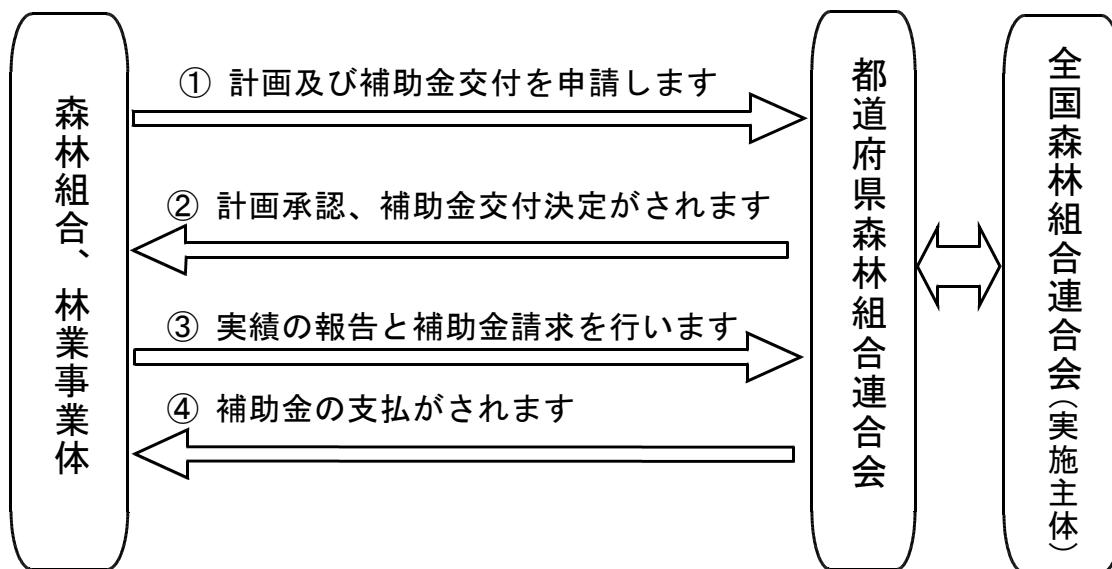
#### (2) 支援の内容

集約化に必要な森林現況調査の費用、研修参加費(受講料、旅費等)等が補助されます(1/2以内)。

#### (3) 条件

施業集約化の活動の支援については、森林組合、民間林業事業体で一定の要件(例えば年間素材生産量5,000m<sup>3</sup>以上の実績又は計画等)を有していることが必要です。また、研修参加の支援については、意欲を有する森林組合、民間林業事業体であることが必要です。

#### (4) 手続きの流れ



#### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県森林組合連合会、全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁林政部経営課

## 林業就業促進資金

### (1) 事業内容

新たに林業に就業しようとする方に対して、その就業に必要な研修、就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付けます。

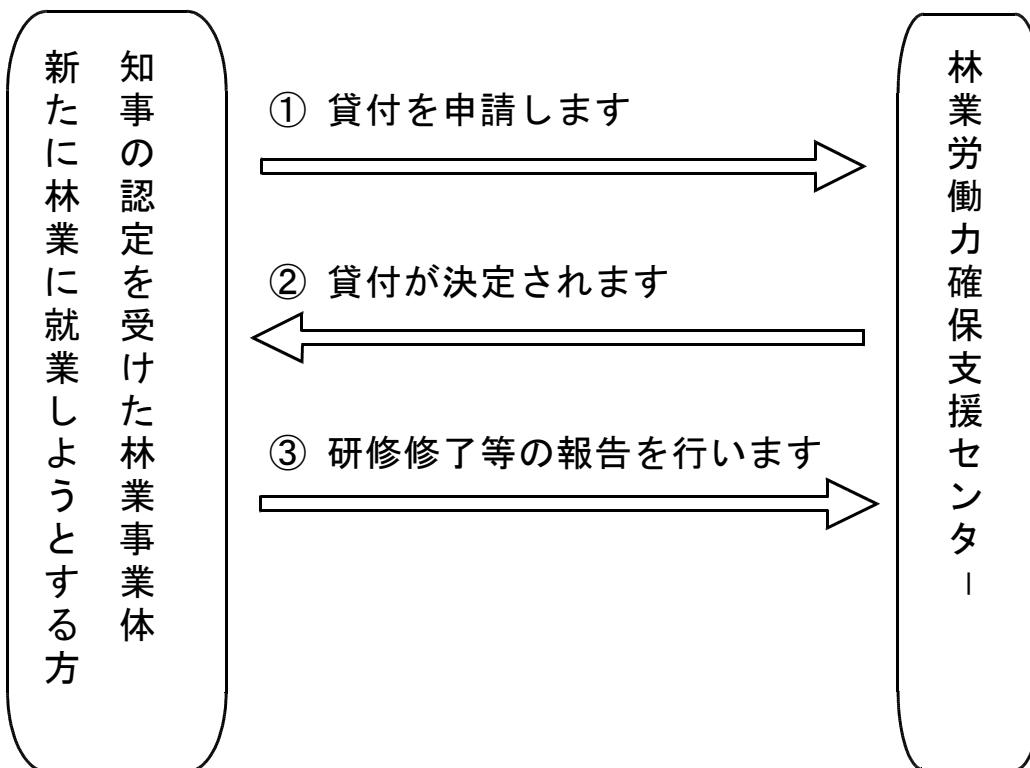
### (2) 支援の内容

貸付金の限度額は、研修に必要な資金の場合、月額4～15万円／人、就業の準備に必要な資金の場合、120～150万円／人。

### (3) 条件

新たに林業に就業しようとする方、都道府県知事の認定を受けた林業事業体。貸付資金の償還期間は、4年以内の据置期間を含む13年～20年以内。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

#### 関係機関

##### 都道府県林業労働力確保支援センター

(平成20年で貸付可能な都道府県：北海道、青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県)

農林水産省等

林野庁林政部経営課

## がんばれ！地域林業サポート事業

### (1) 事業内容

プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械のリースによる導入等を支援します。

### (2) 支援の内容

リース総額の8～12%程度を支援します。

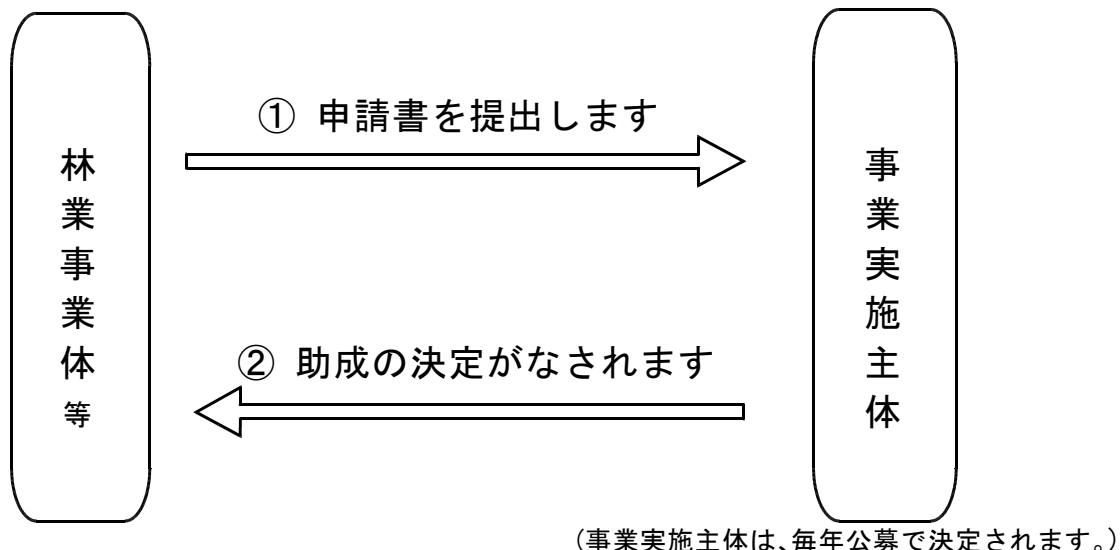
### (3) 条件

支援を受けるためには、

- ①導入した機械で、低コストで安定的な国産材の供給に取り組むこと
- ②利用間伐に積極的に取り組むこと
- ③リース会社と3年以上の契約を結ぶこと

などの要件を満たすことが必要です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

林野庁林政部経営課

# [111]

## 望ましい林業構造の確立 (森林・林業・木材産業づくり交付金)

### (1) 事業内容

林業を営む方が高性能林業機械を導入したり、作業路を開設するためには必要な費用の一部について支援を行います。

### (2) 支援の内容

- ・高性能林業機械の購入費用の1／3～4、5／10
- ・路網の開設費用の1／2 を国が補助します。

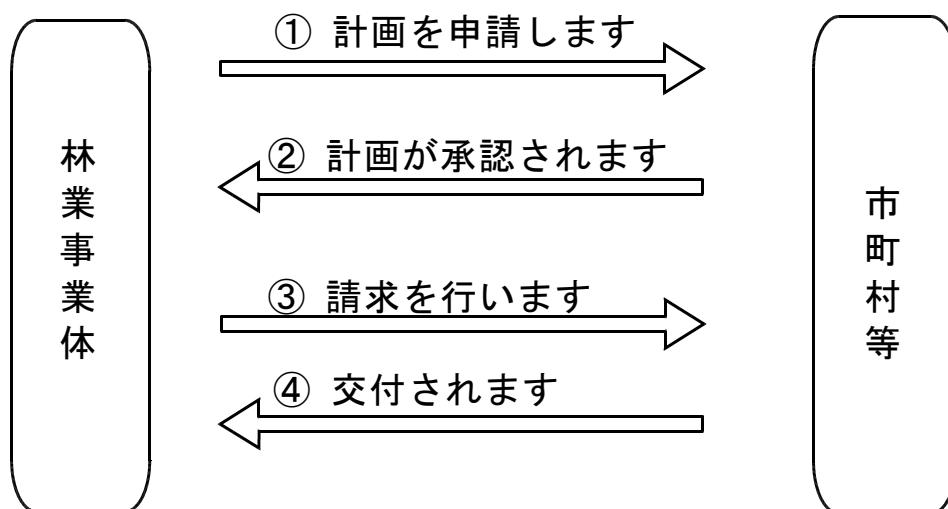
### (3) 条件

支援を受けるためには、

- ①事業の実施による受益者が5戸以上であること
- ②現在年間の事業量(素材生産量)が3,000m<sup>3</sup>以上であること
- ③事業開始後5年後までには、年間の事業量を5,000m<sup>3</sup>以上に増やすとともに、各都道府県が定める目標値の1.5倍以上の生産性を確保すること

などの要件を満たすことが必要です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

市町村、都道府県

農林水産省等

林野庁林政部経営課

## 革新的取組事業

### (革新的施業技術等取組支援事業)

#### (1) 事業内容

森林整備や人工林材の生産流通の抜本的なコストダウンにつながると認められる施業技術や事業手法の取組について支援します。

#### (2) 支援の内容

森林整備の取組は、600万円を限度に、事業を実施するために必要な経費（機械レンタル料は、1／2以内）を助成します。

生産流通の取組は、3,000万円を限度に、調査及び事業を実施するために必要な経費（事業実施の経費は、1／2以内）を助成します。

#### (3) 条件

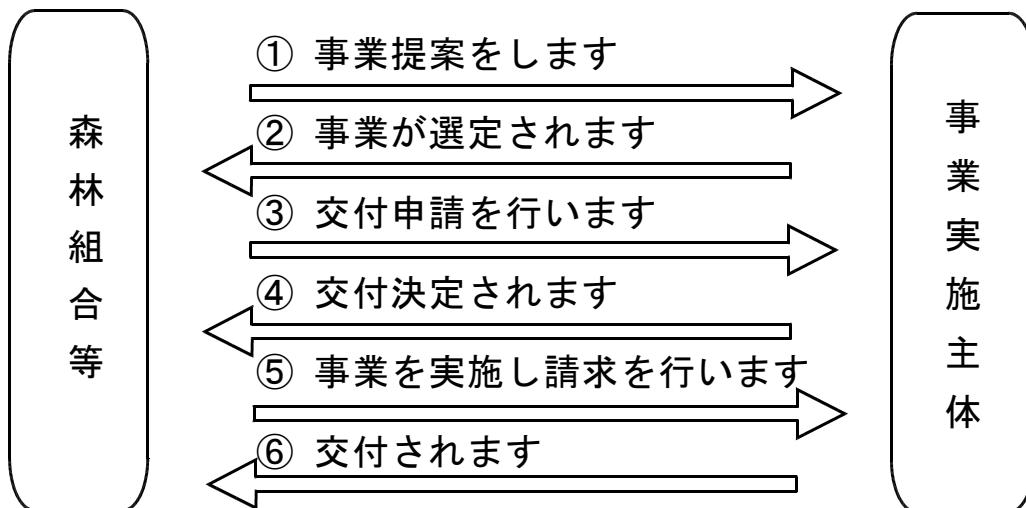
##### ① 事業実施の地域

全国11カ所の新生産システムモデル地域内であること。

##### ② 応募対象者

森林整備の取組は、各モデル地域内の森林組合、造林・素材生産業者、森林所有者等です。また、生産流通の取組は、新生産システムに参加している事業体等です。

#### (4) 手続きの流れ



#### (5) お問い合わせ先

関係機関（平成20年度）

森林整備の取組：全国森林組合連合会

生産流通の取組：日本林業技士会

農林水産省

林野庁森林整備部計画課

林野庁森林整備部整備課

## 山村再生プラン (山村再生総合対策事業)

### (1) 事業内容

山村特有の資源を活用した「魅力ある山村づくり」を支援します。

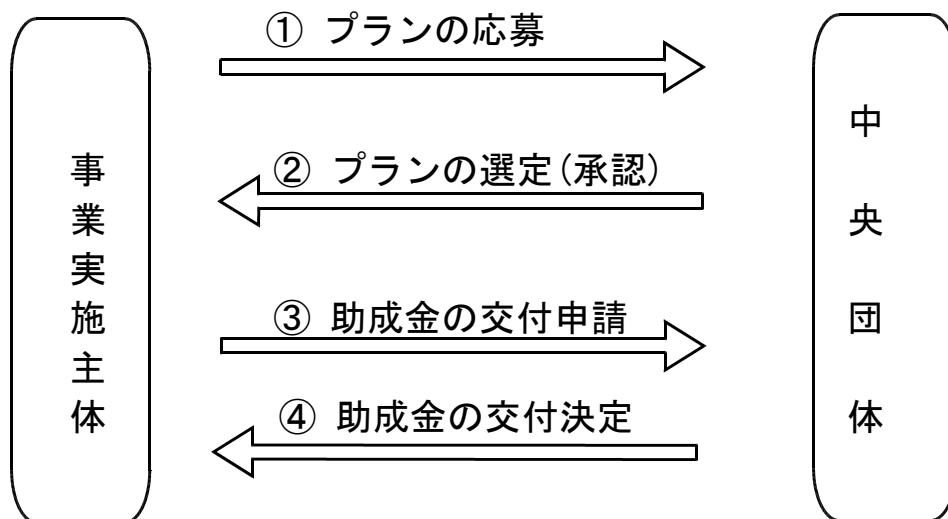
### (2) 支援の内容

魅力ある山村づくりのための計画の作成や試作品づくり、評価に必要な活動経費の一部を助成します（計画の作成は200万円まで、それ以外は経費の1／2以内）。

### (3) 条件

- ①NPO法人、任意団体、森林組合、企業など（個人は除く。）
- ②関係する地方公共団体から事業実施に対する同意が得られること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関（平成20年度）

（財）都市農山漁村交流活性化機構

農林水産省

林野庁森林整備部計画課

## 森林国営保険 (森林国営保険)

### (1) 事業内容

山火事、台風や大雪等の気象災害、火山の噴火によって森林に損害が発生したときに保険金を支払う政府直営の保険です。

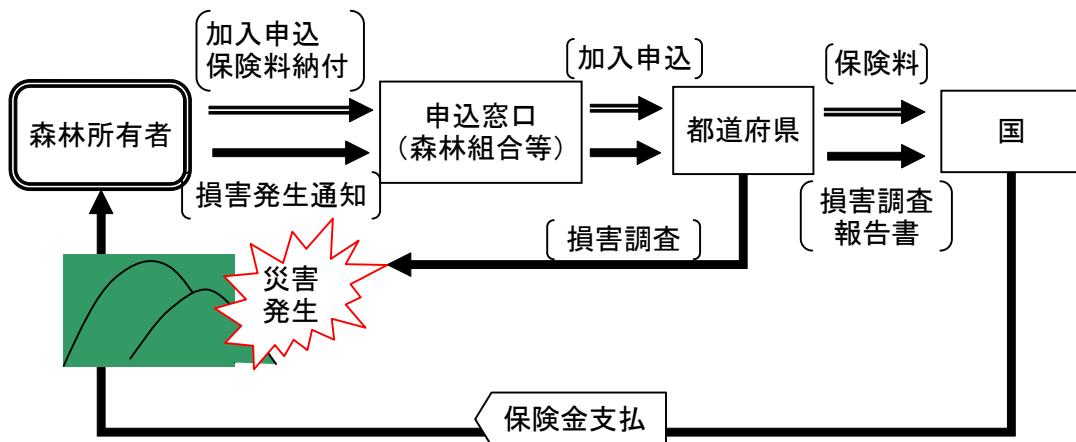
### (2) 支援の内容

保険に加入している森林が、災害によって損害が発生した場合に、契約時に設定した保険金額と損害の程度に応じて保険金を支払います。

### (3) 条件

- ①被保険者(保険金を受け取る方)は、森林所有者に限られています。
- ②保険に加入できる森林は、人工的に生立させたものに限られています。
- ③保険金支払の対象となる災害は、火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災に限られています。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

森林組合、都道府県森林組合連合会、市町村

農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 後継者確保活動支援事業 (林業後継者活動支援事業)

### (1) 事業内容

地域の林業グループが行う次代の林業を担う青少年等に対する就業体験、技術研修、体験学習等を通じた後継者確保活動を支援します。

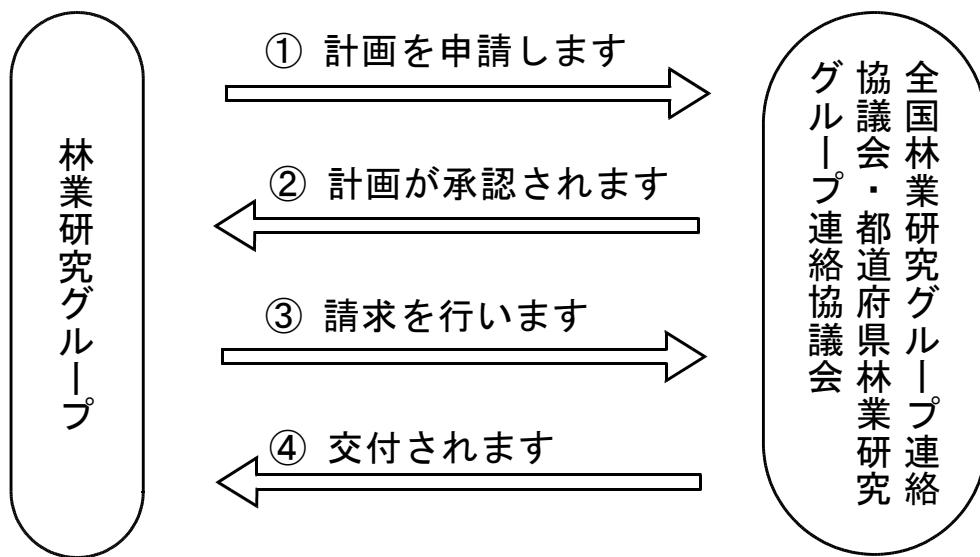
### (2) 支援の内容

現地活動費が助成されます（定額）。

### (3) 条件

全国林業研究グループ連絡協議会または都道府県林業研究グループ連絡協議会に加入している林業研究グループであること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

全国林業研究グループ連絡協議会、都道府県林業研究グループ連絡協議会

農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 森林整備推進活動支援事業 (吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業)

### (1) 事業内容

地域の林業グループが行う他の森林所有者への施業実施の働きかけ、林況調査、研修等の森林整備推進活動を支援します。

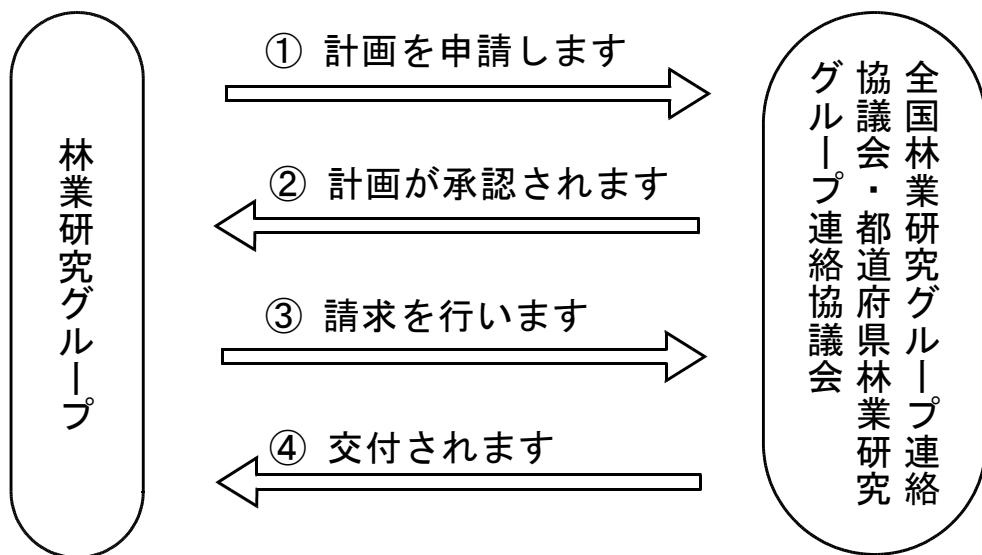
### (2) 支援の内容

現地活動費が助成されます（定額）。

### (3) 条件

全国林業研究グループ連絡協議会または都道府県林業研究グループ連絡協議会に加入している林業研究グループであること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

全国林業研究グループ連絡協議会、都道府県林業研究グループ連絡協議会

農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 花粉発生源対策協力金事業 (花粉の少ない森林づくり対策事業)

### (1) 事業内容

首都圏と京阪神のスギ林について、花粉の少ない森林への転換を行った森林所有者等に対して、協力金を交付します。

### (2) 支援の内容

スギ林を皆伐し、その跡地に少花粉スギや広葉樹を造林する場合には20万円/ha、針広混交林に誘導するために50%程度の抜き伐りを行う場合には10万円/haの協力金が受け取れます。

### (3) 条件

下記の市町村内のスギ林が対象となります。

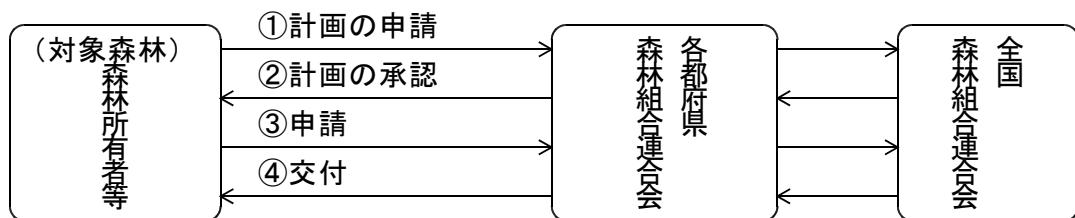
#### 【首都圏】

都道府県	市町村
茨城県	かすみがうら市
群馬県	藤岡市
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、毛呂山町、越生町、小川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
東京都	八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町
神奈川県	横浜市、鎌倉市、逗子市、相模原市、南足柄市、葉山町、藤野町
山梨県	上野原市、身延町、南部町
静岡県	浜松市、川根町、川根本町、森町

#### 【京阪神】

都道府県	市町村
福井県	福井市
京都府	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町
大阪府	池田市、高槻市、河内長野市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町、千早赤坂村
兵庫県	姫路市、西脇市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可町、神河町、佐用町
奈良県	桜井市、五條市、御所市、明日香村、吉野町、下市町
和歌山県	橋本市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、有田川町
鳥取県	智頭町
岡山县	津山市、奈義町

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

森林組合、都府県森林組合連合会、全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 森林ボランティア活動支援事業

(地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推事業)

### (1) 事業内容

都市住民等による花粉症対策のための森づくりなど、多くの方の関心を引くような森林ボランティア活動を支援します。

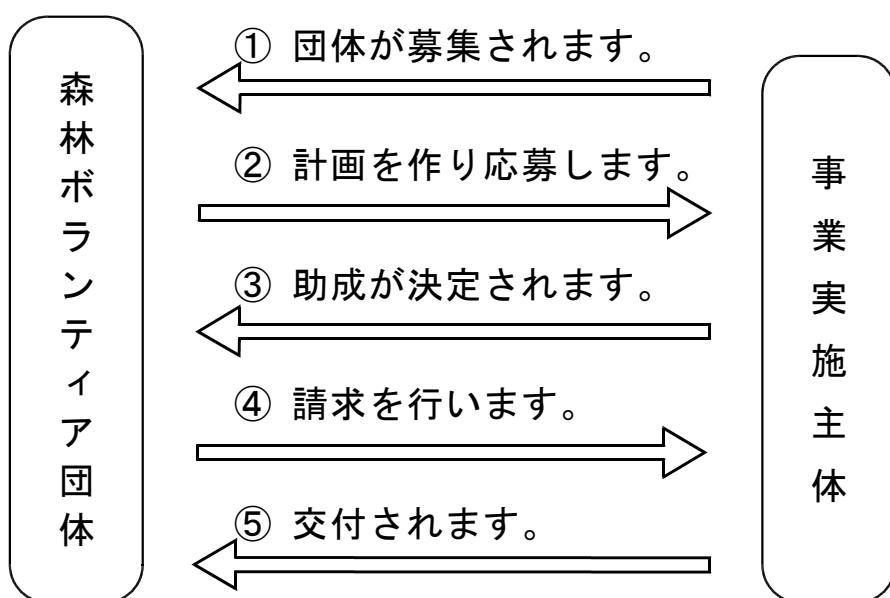
### (2) 支援の内容

参加者を募って行う植樹祭、会員や一般の方を対象とした間伐や歩道作成などの森づくり活動の経費が2分の1以内で助成されます。(限度額は30万円。)

### (3) 条件

非営利の民間団体であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

国土緑化推進機構

農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

# [119]

## 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業

(森林・林業・木材産業づくり交付金)

### (1) 事業内容

森林所有者による自主的な森林整備が進まない森林について、森林の特定や間伐等の森林整備を実施します。

### (2) 支援の内容

1ヘクタール当たり、25万円以内の定額で助成します。

### (3) 条件

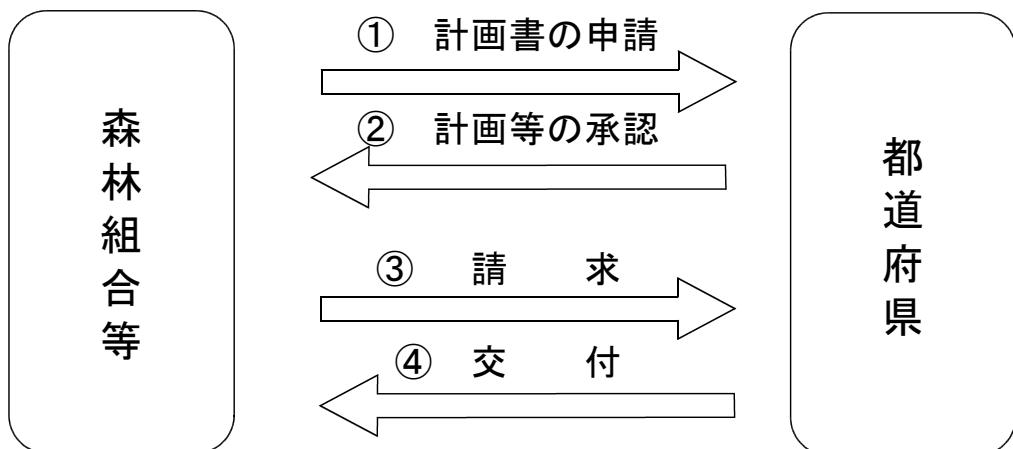
#### ① 事業主体

市町村、森林組合等

#### ② 面積

1施行地0.1ha以上

### (4) 手続き



### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 間伐材の用途開拓 (山村再生総合対策事業)

### (1) 事業内容

間伐材製品の新規の用途開拓について支援を行います。

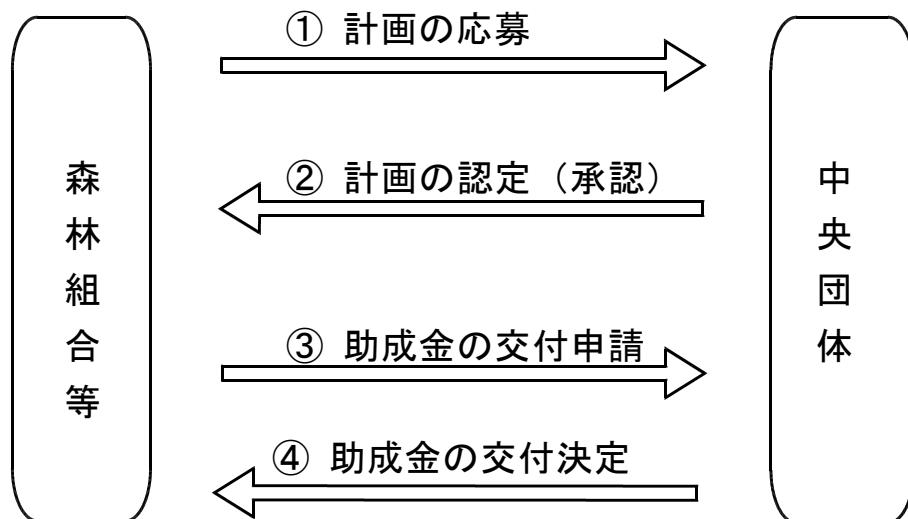
### (2) 支援の内容

間伐材を利用した試作品の製作や試作品のアンケート調査等に要する事業費の1／2を助成します。

### (3) 条件

森林組合、都道府県森林組合連合会、第3セクター等であること。

### (4) 手続き



### (5) 問い合わせ先 (平成20年度)

関係機関

全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 高齢級森林整備促進特別対策事業

### (1) 事業内容

間伐を実施しようとする事業者に対して、事業資金に係る利子助成と損失が発生した場合の補てん等を実施します。

### (2) 支援の内容

利子助成（上限3%以内）

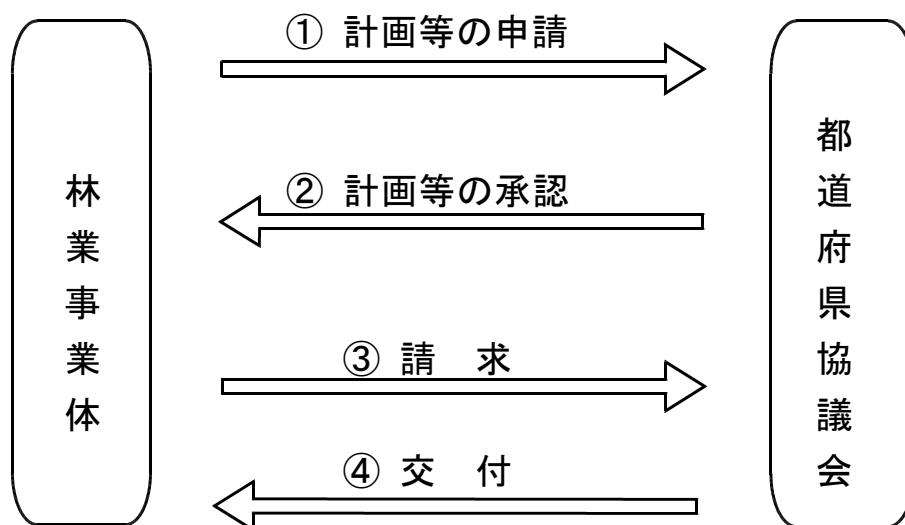
損失額の2/3を補てん（間伐経費の1/2以内）

### (3) 支援の条件

- 事業主体

森林組合、素材生産業者、林業経営者等の林業事業体

### (4) 手続き



### (5) お問い合わせ先（平成20年度）

関係機関

全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 森林環境保全整備事業・森林居住環境整備事業

### (1) 事業内容

植付、下刈り、除・間伐、複層林の造成、作業道の開設、林道の整備などの森林整備を行います。

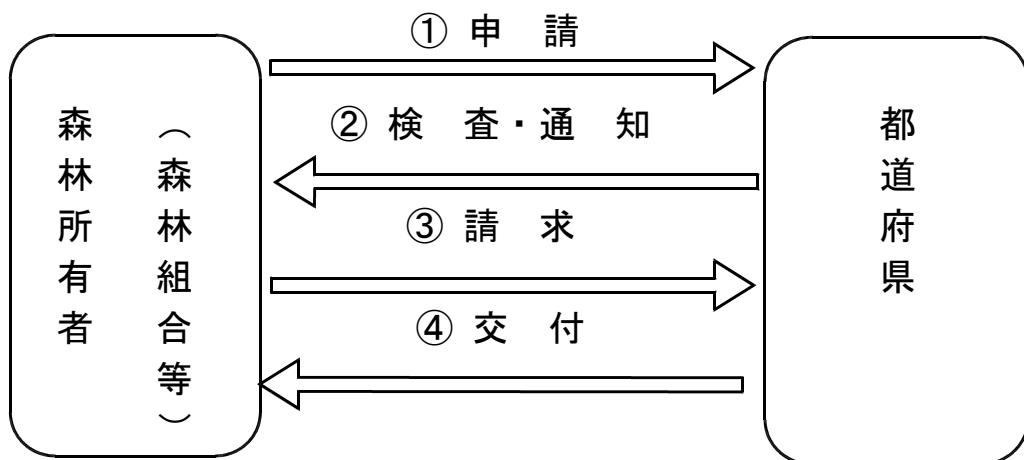
### (2) 支援の内容

事業に要する経費について、一般的には、国が約5割補助します。

### (3) 条件

- ①事業主体 森林所有者、森林組合等
- ②面積 1施行地0.1ha以上、1事業主体4ha/年（個人の場合は0.5ha/年）以上 等

### (4) 手続き



### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

注：林道の整備については、事業主体が都道府県、市町村、森林組合等であるなど上記と異なりますので、詳しくは各都道府県の森林整備担当部局へお問い合わせください。

# [123]

## 美しい森林づくり基盤整備交付金

### (1) 事業内容

植付、間伐、作業道の開設、林道の整備などの森林整備を行います。

### (2) 支援の内容

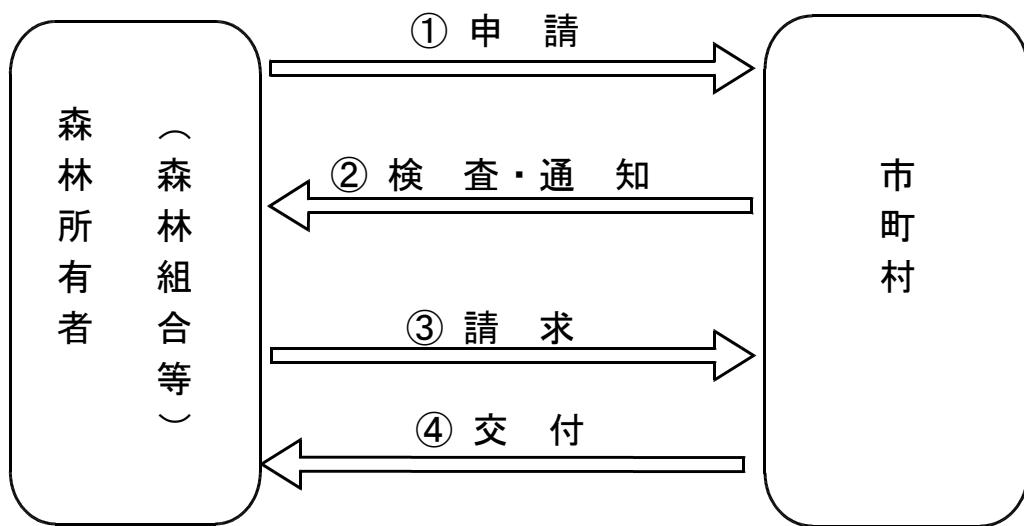
事業に要する経費について、国が5割を補助します。

### (3) 条件

- 事業主体

森林所有者、森林組合等の市町村の策定する促進計画における事業主体

### (4) 手続き



注：林道の整備の手続きについては上記と異なりますので、詳しくは各都道府県の森林整備担当部局へお問い合わせください。

### (5) お問い合わせ先

関係機関

市町村

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 安全・安心の確保に向けた治山対策の推進 (治山事業 (公共))

### (1) 事業内容

大雨や地震などによる山崩れ等の復旧や予防のため、治山施設（治山ダム、土留工等）の整備等を行い、地域の安全・安心の確保を図ります。

### (2) 支援の内容

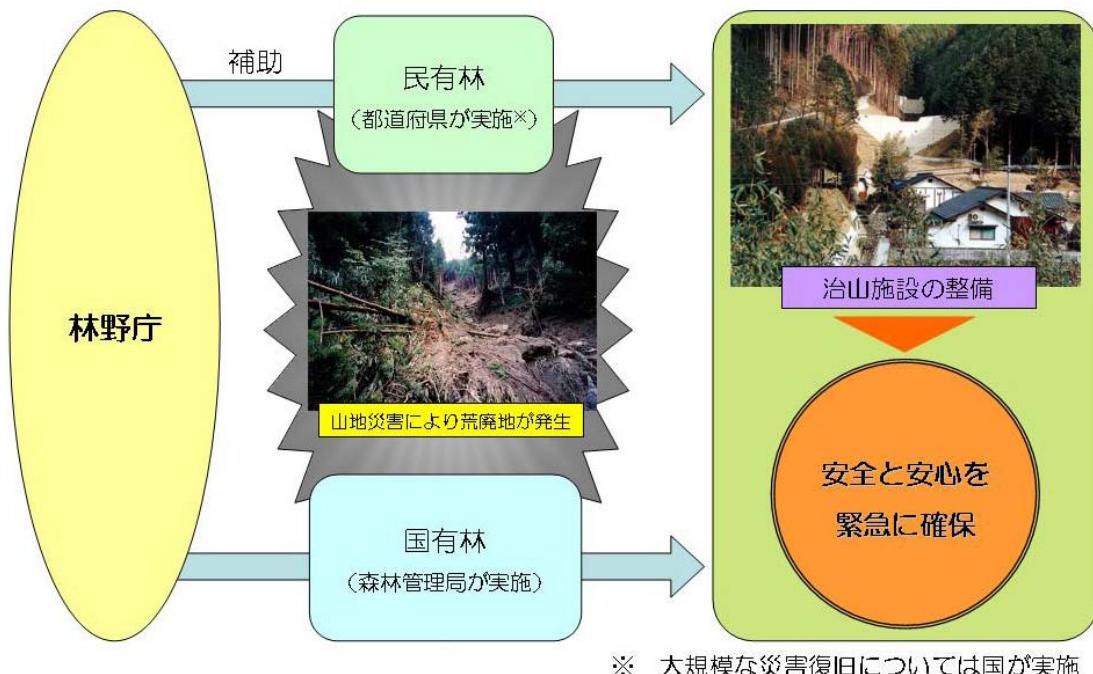
国や都道府県が、林地を保全するための治山施設（治山ダム、土留工等）や森林の整備を実施します。（森林所有者の負担はありません。）

### (3) 条件

- ① 天然現象により発生した崩壊地等であり、一定の保全対象（集落、学校、官公署等）があるもの。
- ② 保安林であること。

### (4) 手続きの流れ

民有林は都道府県、国有林は国（森林管理局）が治山施設の整備や森林の整備を実施します。



### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

(民有林) 都道府県治山事業担当課

(国有林) 森林管理局治山課

林野庁治山課・業務課

# [156]

## 豊かな漁場を育む河川上流や漁場背後の森づくり (漁場保全の森づくり事業)

### (1) 事業内容

河口域に漁場が広がる河川の上流で森林の整備を行うことにより、漁場への土砂の流入の防止や栄養塩の供給が行われるようにします。

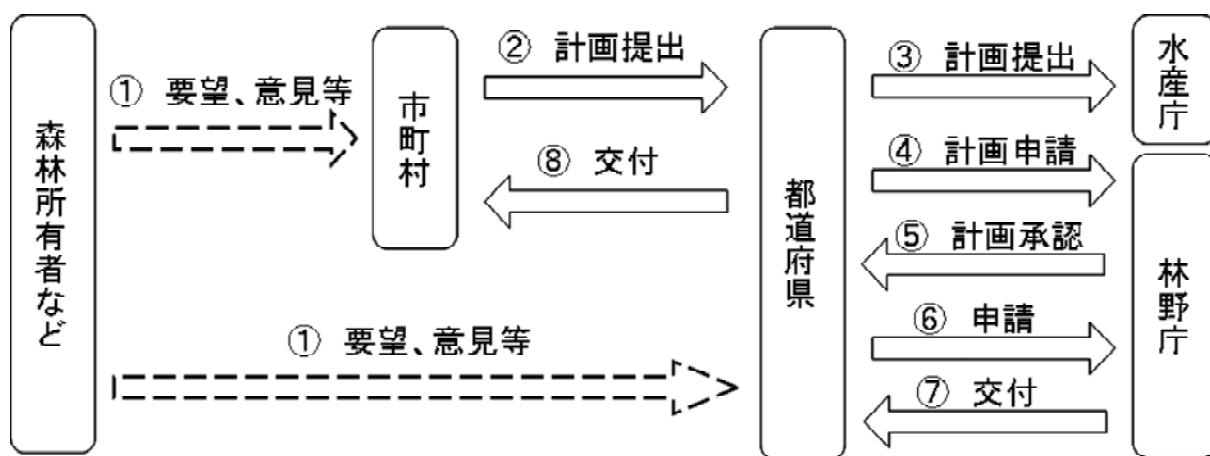
### (2) 支援の内容

都道府県、市町村及び森林組合等が実施する間伐や造林等の森林整備にかかる費用の3／10～1／2を補助します。

### (3) 条件

河川の上流域や漁場背後における、漁場への土砂の流入防止や栄養塩の供給が見込まれる森林であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省  
水産庁漁港漁場整備部計画課

関係機関

都道府県、市町村水産基盤整備事業担当課